

<論文>

日本語のヴォイス Voice in Japanese

早津 恵美子
Emiko Hayatsu

東京外国語大学大学院国際日本学研究院
Tokyo University of Foreign Studies

要旨:

日本語のヴォイスを、文の主語が動詞の表す動きの主体であるか、そうではなくて影響の被り手や動作の引きおこし手などであるかという、主語をめぐる文構造のあり方の体系だと捉え、それが動詞の形態論的な形に担われていることを重要だとみなした。そして、V(原動)・V-(サ)セル(使役)・V-(ラ)レル(受身)を述語とする文を中心的なヴォイスとし、それらを恩恵性の面で補う周辺的なヴォイスとしてV-テモラウ/ヤル/クレルを述語とする文(授受文)を位置づけた。また、これら以外の語形を述語とするいくつかの文タイプにみられるヴォイス的な性質についても確認した。

Abstract:

This paper considers voice in Japanese to be the system concerning the structure of a sentence and the position of the subject therein: whether the subject is the agent of the action expressed by the verb, or the subject instead either causes or is affected by the action. The distinction expressed morphologically on the verb is regarded as an important characteristic in Japanese. The paper then positions sentences with V (original verbal form), V-(sa)seru (causative) or V-(ra)reru (passive) as predicate to form the central voice system, with V-te morau/yaru/kureru (benefactives) as peripheral voice expressions complementing expression of the notion of benefactivity. The paper also observes the voice characteristics of sentences with predicates in forms other than those listed.

キーワード: 日本語のヴォイス、受身、使役、授受、動詞の形態論的な形

Keywords: Voice Phenomena in Japanese, Passive, Causative, Benefactive, Morphological Verbal Form,



本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス(CC-BY)下に提供します。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deedja>

1. はじめに¹

文法用語の中には、定義がはっきりしていて研究者による認め方の違いがそれほど大きくないものもあるが、必ずしもそうでないものもある。文法を考えるとときに重要な概念である「文」や「語（単語）」がそうであるし、「主語」、「テンス」、「アスペクト」、「モダリティー」等も、そしてこの「ヴォイス」にもいくつかの捉え方がある²。本稿では、日本語のヴォイスについての様々な説を紹介するというのではなく、諸説でヴォイスとしてとりあげられることの多い現象について具体的に考え、それを通して、日本語のヴォイスをどのように捉えればこれらの現象（言語事実）をうまく位置づけまとめられるかを考えてみる³。

2. 受身文・使役文を使うとき —文の通達的な機能⁴—

いわゆる能動文（動詞「V」を述語とする文）と受身文（動詞の未然形に助動詞「-(ラ)レル」のついた「V-(ラ)レル」を述語とする文）との対応関係をヴォイスの現象だとすることは広く受け入れられている。

では、受身文が用いられる、あるいは必要となるのはどのようなときなのだろう。いまここに、2つの事実〈泣いている子供がいる〉と〈少し前に先生がその子を叱った〉があり、その2つの間に〈後者が前者の原因だと判断できる〉という関係づけができる事態があったとする。この事態を表現することは、仮に日本語に受身文がなくてももちろん可能である。

- (1a)-1 太郎が泣いている。きっと先生が叱ったに違いない。
-2 先生が太郎を叱った。そのため太郎が泣いているのだろう。

これは2つの文による表現であり、かつそれぞれの主語（ 部）は異なっている。では1つの文で述べようとするとうどうだろう。たとえば次のようにすればV-(ラ)レルを使わずに述べることができる（ほかにもいくつかの述べ方がある）。

- (1b)-1 太郎が泣いているのは先生が叱ったからだろう。
-2 太郎が泣いているのをみるとどうも先生が叱ったらしい。
-3 先生が叱ったために太郎が泣いているのだろう。
-4 先生が叱ったらしく太郎が泣いている。

¹ 本稿は、ある出版社の企画した大学生向けの日本語学入門書（複数の章を複数名で分担執筆の予定）の「ヴォイス」の章として早津が執筆し、2017年3月に出版社に提出した原稿をもとにしている。諸般の事情でその本の刊行のめどがたたない状況となったため、出版社および編集主幹の先生の許可を得、また、本学の語学研究所の所長である風間伸次郎教授および『語学研究所論集』の編集委員会の先生方に事情をご理解いただき、この論集に投稿させていただけることになった。あらためて関係のみなさまに感謝申し上げます。元の原稿は早津（2016：第7章 [早津 2012 の改編]）の一部をもとに「文の通達的な機能」という観点からの説明を加え、本学の学部の授業でヴォイスをとりあげたときの学生たちの反応なども反映させて、できるだけわかりやすくというつもりで教科書風に書きあらためたものであった。今回の投稿にあたっていくらか加筆修正を行ったものの、全体のまとまりや説明の仕方の大枠は変更しにくく、また内容に啓蒙的な面が残ってしまった。元の原稿を執筆する際の上のような事情によるものであるがご理解いただければ幸いである。

² 『日本語文法事典』（日本語文法学会編 2014、大修館書店）では、これらの用語については、複数の執筆者によって別々に、「文1」「文2」などとして独立の項目として説明されている。

³ 本稿では現代日本語の現象を考察対象として考える。

⁴ ここで「通達的な機能」というのは、佐藤（1986）において使役文のはたす通達的な機能について詳しく述べられている説明から学び、使役文だけでなく受身文についても考えてみたものである。佐藤（同）では、原動文（たとえば「生徒が絵をかく」）と使役文（「先生が生徒に絵をかかせる」）は通達的な機能において違いがあり、原動文は「動作の主体をテーマにすえて、その属性（動作）を述べる文」であるのに対して、使役文は「使役主体はどうしたか？」という通達上の要求にこたえて、「ある動作主体の動作をひきおこす第三者（早津注：使役主体）をテーマにすえて、その属性をのべる文」であるという。

これらはたしかに1つの文だが、2つのかなり独立した部分からなっていて、それぞれの部分には2人の人がそれぞれの動作を行うことが[主語—述語]に相当する内容として別々に述べられている。すなわち、[太郎—泣いている]と[先生—叱った]という2つの“行う”動作である。

それでは、V-(ラ)レルを用いて1つの文で述べた次の文はどうだろう。

(1c) 太郎は先生に叱られて泣いている。

この文では、V-(ラ)レルという語形によって、「先生」の行う「叱る」という動作が太郎の側から“受ける”動作として表されており、[主語—述語]に相当するのは[太郎—叱られる]と[太郎—泣いている]である。したがって、「太郎」を主語とし、VだけでなくV-(ラ)レルも述語とすることによって、「太郎」について、どんな動作を行い、どんな動作を受けたかを述べるという通達的な機能をはたすことができています。

次の(2)~(4)の文も、2つの事実(たとえば(2)では〈雨が降った〉と〈選手たちがびしょぬれになった〉)を何らかの関係づけ(因果関係や付帯状況など)をしつつ述べたものである。各の文例のaは、2つの主語((2)では「雨」と「選手たち」)のそれぞれの動きを2つの文で述べたもの、bは、同じく2つの主語のそれぞれの動きを1つの文で述べた文、そしてcは、V-(ラ)レルを使って1つの主語のもとに述べた文である。

(2a) 雨が降った。それで選手たちがびしょぬれになった。

(2b) 雨が降って、選手たちがびしょぬれになった。

(2c) 選手たちが雨に降られてびしょぬれになった。

(3a) 風が吹いている。それで花びらが舞っている。

(3b) 風が吹いているなかで、花びらが舞っている。

(3c) 花びらが風に吹かれて舞っている。

(4a) 母親が赤ちゃんを抱いている。その赤ちゃんはすやすや眠っている。

(4b) 赤ちゃんは母親の抱く腕のなかで、すやすや眠っている。

(4c) 赤ちゃんは母親に抱かれてすやすや眠っている。

上でみた(1)~(4)のそれぞれのcは2つの動きを1つの主語のもとに1つの文で述べるものであるが、さらに、下の(1d)のように連文(連続する複数の文)で述べる場合であっても、人が自身で動作を“行う”こと(下の例の____部)と他者から動作を“受ける”こと(下の例の_____部)とをそれぞれVとV-(ラ)レルを使って表現し、その人を一貫していわば主題(テーマ)として保ったまま述べていくことができる。

(1d) 太郎がしょんぼり家に帰ってきた。自分の部屋でしくしく泣いている。きっと先生に叱られたのだろう。友達に囲まれて元気に学校へ出かけたのに、なにかよくないことをしてきついことを言われたのだろうか。

また、人が“他者から動作を受ける”ことについて何らかの意志をもつことを、その人を主語にして述べるためにはV-(ラ)レルの使用が有効である。

(5) 花子はコーチにほめられたくていっしょうけんめい練習した。

- cf. 花子は コーチが自分をほめることを望んで いっしょうけんめい練習した。
- (6) 花子は 自分の涙を友達に見られまいと してうつむいた。
- cf. 花子は 友達が自分の涙を見ないように うつむいた。

以上のように、日本語では、VだけでなくV-(ラ)レルを使うことによって、複数の事実を関係づけ1つの主語のもとで、その人に生じる“行う”動作のみならず“受ける”動作をも述べることができる。V-(ラ)レルによる文すなわち受身文はそういった通達的な機能をはたすことができるのである。

さて、ここまでで、(1a)のような2つの文で述べられる事態について、その事態に関わる2人のうち「太郎」を主語にして1つの文で述べるものとして(1c)の受身文が機能していることをみた。それでは、事態に関わるもう一方の人である「先生」を主語にして、2つの事実を関係づけつつ1つの文で述べることはできないだろうか。たとえば次の使役文(動詞の未然形に「-(サ)セル」のついた「V-(サ)セル」を述語とする文)は、“行う”動作だけでなく“引きおこす”動作も述べることによってそういった機能をはたすことができる。

- (1e) 先生が 太郎を叱って泣かせて しまった。

そして次のような文の連続(連文)は、「先生」を主語に保って先生について述べるものとなっている。

- (1f) 先生が 太郎のいたずらを見つけ た。いつもは太郎をほめる ことが多く、なんでも自由にやらせている のだが、きょうの行いは叱るべきだと考えて、少しきつく注意して しまったらしい。しかし泣かせる つもりはなかったに違いない。

次の(7)~(8)においても、(a)ではVとV-(サ)セルを使って1人の人を主語にして述べられており、(b)ではVのみを使って2人の人の2つの動作を関係づけつつ述べられている。

- (7a) 母親が 子供に 言って 食器を洗 わせた。
- (7b)-1 母親が 子供に 食器を洗 うよう言 った。それで子供が 食器を洗 った。
- 2 母親が 子供に 食器を洗 うよう言 ったので、子供が 食器を洗 った。
- (8a) 部長は 部下に 命 じて関係資料を捨 てさせた。
- (8b)-1 部長は 部下に 関係資料を捨 てるよう命じた。それを受けて部下が 関係資料を捨 てた。
- 2 部長が 部下に 関係資料を捨 てるよう命じたため、部下は それらを捨 てた。
- (9a) お母さんたちは 子供たちを砂場で遊 ばせながらおしゃべりをしている。
- (9b)-1 子供たちが 砂場で遊 んでいる。そのあいだお母さんたちは おしゃべり をしている。
- 2 子供たちが 砂場で遊 んでいるそばで、お母さんたちが おしゃべり をしている。

このように、VとV-(サ)セルを用いることによって、人が“自身で動作を行う”ことと“他者の動作を引きおこす”ことを、同一の主語のもとに1つの文あるいは連続する文(連文)で述べることができる。使役文も、先に受身文についてみたのと同様の通達的な機能をはたしているといえる。

以上みてきたように、受身文と使役文には、2人の人(あるいは事物)に生じる2つ(あるいはそれ以上)の事態を、そのうちの1人(あるいは1つ)を主語に保ったまま、その人(事物)のもとに生じることとして一貫して述べることを可能とする機能があるといえる。

3. 動詞の形態論的な形とそれを述語とする文の主語の性質

前節では、V だけでなく V-(ラ)レルや V-(サ)セルを用いることによって、ある人に生じる、“行う”動作、他者から“受ける”動作、他者に“引きおこす”動作を、同一の主語のもとに一貫して述べるができる、言語活動において両者はそういった通達的な機能を発揮しうることをみた。それでは、このようなことが可能なのは、V-(ラ)レルと V-(サ)セルにどのような共通の性質があるからなのだろうか。

いま、原動詞 (V: 助動詞や助詞のつかない形) を述語とする文 (原動文⁵)、V-(ラ)レルを述語とする文 (受身文)、V-(サ)セルを述語とする文 (使役文) について、すでに述べてきたことにも伺えるが、文構造における主語と述語の2つの側面 (構文的な機能と文法的な意味) について確認すると、次のように示すことができる。

(10) 原動文: コーチが 太郎を ほめた。

主語	述語	[構文的な機能 (文の成分)]
動作主体	行う動作	<文法的な意味 (意味役割)>

受身文: 太郎が コーチに ほめられた⁶。

主語	述語	[構文的な機能 (文の成分)]
動作対象	受ける動作	<文法的な意味 (意味役割)>

使役文: 監督が コーチに 太郎を ほめさせた。

主語	述語	[構文的な機能 (文の成分)]
使役主体	引きおこす動作	<文法的な意味 (意味役割)>

つまり、原動文は [主語—述語] = <動作主体—行う動作> という関係であって、構文的な機能と文法的な意味が一致している文であるのに対して、受身文 ([主語—述語] = <動作対象—受ける動作>) と使役文 ([主語—述語] = <使役主体—引きおこす動作>) はそうではない。原動文・受身文・使役文のこのような性質が、前節でみたような通達的な機能をうみだしている。

さて、V-(ラ)レルと V-(サ)セルはともに動詞に助動詞のついた形であるが、広く動詞の語形 (助動詞や助詞、あるいはいわゆる補助動詞のついたもの等も含めた広義の形態論的な形) について、それを述語とする文の主語の性質を考えてみる。下に示すのは、「書く」と「ほめる」を例にして、原動詞とそれにさまざまな要素がついて文法的な意味 (受身、可能、自発、尊敬、使役、否定、過去、丁寧、推量、条件、継続、恩恵の授受、相互、等) を表す語形を示したものである⁷。

⁵ この「原動詞」「原動文」における「原動」は、松下 (1924) を参考にしたものである。松下 (同) は、文の主語である人と述語動詞の形 (V、V-(サ)セル、V-(ラ)レル) との関係において、V には直接性を、V-(サ)セルと V-(ラ)レルには間接性を認めて対立させ、V による動作を「原動」または「直接動」とよび、V-(サ)セルと V-(ラ)レルによる動作すなわち使役と受身を「間接動」としている。なお、山田 (1908) でも同じように、V を「直接 (作用)」、V-(サ)セルと V-(ラ)レル「間接 (作用)」として、両者を対立させている。

⁶ 受身文には「太郎が見知らぬ人に話しかけられた」「太郎が先輩に頭をなぐられた」「太郎が大雨に降られた」のように、主語が動作対象ではなく、動作相手であったり、動作対象の所有者であったり、いわゆる第三者であったりするものもある。しかしながら、主語が動作主体ではないことが受身文に共通する特徴である。

⁷ これらのうち、b は a も含め狭義の語形変化 (語形つくり form-formation) による語形といえるが、c ~ e は新たな動詞をつくる手続き (単語つくり word-formation) によるものであり、f は 1 語とはいえないものである。ここでは本稿の問題を考えるにあたり、これら a ~ f を広義の形態論的な形 (語形) としてまとめた。

(11) a 原動詞：書く、ほめる

b 狭義の語形変化

b-1 屈折的な手段 (-e-の挿入、-oの付加)：書ける ほめよう

b-2 膠着的な手段 (助詞の付加)：ほめると、書いて、ほめれば、書きつつ、ほめるのに、等

b-3 膠着的な手段 (助動詞の付加)：ほめた、書きます、ほめない、書きたい、ほめるようだ、書きたい、等

c 文法的な派生：ほめられる (受身・自発・可能・尊敬)、書かせる

d 文法的な組み合わせ：書いている、ほめておく、書いてある、ほめてみる、書いてしまう、ほめてやる、書いてくれる、ほめてもらう、等

e 文法的な複合：書き始める、ほめ続ける、書き終わる、ほめ合う、等

f 文法的な組み立て：書くことができる、ほめたばかりだ、書こうとする、等

これらの語形を述語とする文の主語は動作主体だろうか。いま、それぞれの語形について、「花子」を主語にし、「ほめる」の種々の語形を述語とする文、すなわち、「花子が……ほめる」「花子が……ほめられる」、「花子が……ほめた」、「花子が……ほめると～」、「花子が……ほめている」等の文を作ってみると、主語が動作主体でない文のみを作るのは、「ほめられる (V-(ラ)レル)」の受身用法⁸と「ほめさせる (V-(サ)セル)」、そして「ほめてもらう (V-テモラウ)」の3つのみであることがわかる。これらの3つの語形は動作主体でないものを主語にする文をつくるという点で他の語形とは異なる特徴を有している。この特徴は、V-(ラ)レルとV-(サ)セルについては2節で述べるなかで明らかになっていたが、V-テモラウも含めた3つの語形のヴォイス的な性質として重要な特徴である。V-(ラ)レルとV-(サ)セルが2節でみたような表現ができるのは、両者がこのような性質をもつからであるし、2節では示せなかったが、先の(4a)～(4c)で表現される事態はV-テモラウを使って1つの文で表現することも可能である。

(4d) 赤ちゃんは母親に抱いてもらってすやすや眠っている。

では、文の主語が動作主体でない受身文・使役文・V-テモラウ文の主語はどのような文法的な意味をもっているのか、次の文で考えてみる。

(12) 受身文 (V-(ラ)レル文)

「太郎が先輩になぐられる」、「花子が先輩から辞書を譲られる」、「太郎が先生に作文をほめられる」、「選手達が練習中に雨にふられる」、「山田氏は今年もまた新人に特別賞をとられてしまった」「国会が開催される」、「公園がつくられる」

使役文 (V-(サ)セル文)

「部長が部下に {命じて：頼んで：言いつけて} 資料を集めさせる」、「母親が子供を {おだてて：叱りつけて：諭して} 食器を洗わせる」、「太郎が {真っ赤なスーツを着てきて：突然結婚すると言いだして} みんなを驚かせる」、「激しい練習が選手達を疲れさせる」、「円安が観光客を増加させる」

V-テモラウ文

⁸ V-(ラ)レルには、受身だけでなく、自発（「昔のことが思い出される」）・可能（「太郎はどこでも寝られる」）・尊敬（「部長はもう帰られました」）を表す用法もある。それらについては6節で、簡単ではあるがあらためて検討する。

「太郎が監督にほめてもらった」、太郎が先輩から仕事を教えてもらった」、花子が京子に荷物を運んでもらう」、太郎が弟に銀行へ行ってもらう」

上の例にうかがえるように、受身文・使役文・V-テモラウ文それぞれに種々の事態を表現しているが、それぞれの文の主語の文法的な意味をおおまかにまとめると、次のようにいうことができる。

(13) 原動文の主語：動作⁹の主体

受身文の主語：他の人や事物の動作からの直接的間接的な影響の被り手

使役文の主語：他の人や事物の動作の引きおこし手

V-テモラウ文の主語：他の人の動作からの恩恵の受け手

次のような文は、3種の文のこういった特徴がうまく発揮されて成り立っている文である（早津 2016:235 の例をいくらか修正）。

(14) 僕は人に甘えるより人から甘えられたり、甘えてもらったりするほうが好きだ。

(15) 太郎はユニホームを自分で洗うこともあるし、後輩に洗わせることもあるし、母親に洗ってもらこともある。

(16) 彼女は、人に食事をおごるのも、人から食事をおごられるのも、人に食事をおごらせるのも、人から食事をおごってもらうのもじょうずだ。

以上のように、動詞の形態論的な形とそれを述語とする文の主語との関係の異同という点で受身文・使役文・V-テモラウ文の3つにはひとつのまとまりをみることができる。ただ、これらの文の述語のうちV-テモラウは、動詞のテ形と補助動詞との組み合わせであって、「書いて {は/も/さえ/まで} もらった」のように、テ形と補助動詞の間に係助詞を入れられる点で、助動詞の添加である「ほめられる」や「書かせる」に比べて一語としてのまとまりが弱い¹⁰。また、V-テモラウ文は主語（恩恵の受け手）も動作主体もほぼ人に限られること（「*窓があけてもらっている (vs 窓があけられている)」、「?花に囲んでもらって暮らす (vs 花に囲まれて暮らす)」、「?雨にふってもらう (vs. 雨にふられる)」)、そしてV-テモラウとV-テイタダクという待遇性の異なる2つの語形があることも、受身文や使役文と異なっている。したがって、受身文・使役文・V-テモラウ文という3種の文のまとまりのなかで、受身文・使役文とV-テモラウ文とは、形態論的な性質に異なる点がある¹¹。

こういったことから、日本語では、(13)でみた4種の文のうち、原動文・受身文・使役文の間にみられる述語動詞の語形（形態論的な形）と主語の文法的な意味との間にみられる関係をひとつの体系と捉え、これをヴォイスの中心とみなすことがよさそうである。

⁹ ここで「動作」というのは、「書く、ほめる、歩く」といった人の意志的な動作だけでなく、「死ぬ、発症する、疲れる、酔う」といった人の生理的変化、「(雨が) ふる、(風が) 吹く」といった自然現象、「驚く、悩む」といった人の心理的変化、等を広く含んでいる。「動き」という用語が用いられることもある。

¹⁰ 「ほめられる」「書かせる」という受身・使役の形のほうは、「ほめ {は/さえ} される」「書き {は/も} させる」のような形すなわち、動詞の連用形に係助詞がつき、それに動詞「する」の受身・使役の形「される・させる」がついた形ならば可能だが、動詞と補助動詞の間に係助詞を直接入れることはできない。

¹¹ V-テモラウ文が使役文・受身文と異なる特徴として、その他にも、V-テモラウ文は公の場や文章で公式的見解を述べるときには用いにくい（「?災害復興にあたり多大な援助を {してもらった/していただいた} ことに対して政府として感謝申し上げる」という内容や場面の制約が強いこと、日本語における定着の時期が新しいこと（宮地 1975 によればV-テモラウ文をはじめ授受文が文献にみられるのは中世末期以降）といった点がある。

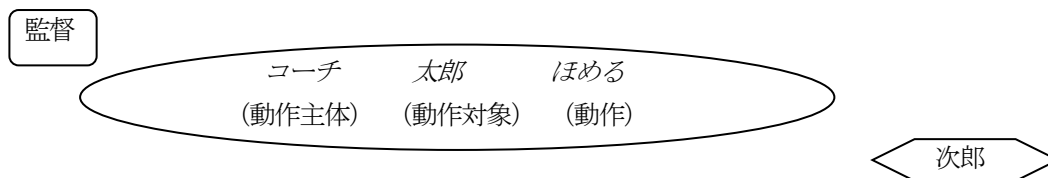
《日本語のヴォイス》 文の主語が、動詞の表す動き（動作や変化や感情）の主体であるか、そうではなくて影響の被り手や動作の引きおこし手などであるかという、主語をめぐる文構造のあり方の体系であり、それが述語動詞の形態論的な形に支えられているという点でまずは動詞の形態論的なカテゴリーであるとともに、文の構文的な機能（主語・ヲ格補語・ニ格補語等）と文法的な意味（主体・被り手・引きおこし手等）の一致とずれの体系だという点で構文論的なカテゴリーでもある。

4. 原動文・受身文・使役文による事態把握

原動文・受身文・使役文が上でみてきたような性質をもつことから、これらはそれぞれにふさわしい事態把握の表現に用いることができる。

たとえば、〈コーチが太郎ヲホめる〉という動作があるとす。そして、そのことが実は、他の人（たとえば「監督」）が「コーチ」に働きかけて引きおこすことであつたり、またそのことによって誰か（たとえば「次郎」）が間接的な影響を被るということもあるだろう。

(17)

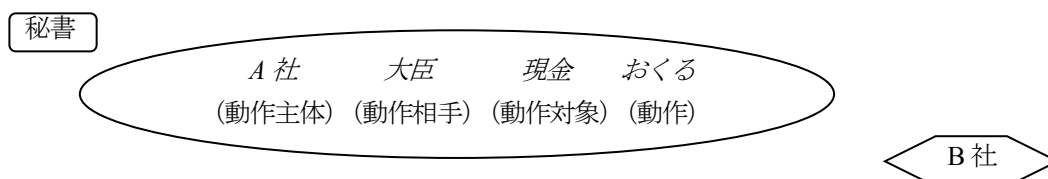


このとき、動作主体「コーチ」を主語として原動文(下の a)で述べることができるほか、動作対象であり直接的な影響の被り手である「太郎」を主語とした受身文(b)、引きおこし手「監督」を主語とした使役文(c)、影響の間接的な被り手「次郎」を主語とした受身文(d)で述べることもできる。また、「太郎」が実は、「コーチ」に「(太郎を) ほめる」ことを頼んでいたという事態だとすれば、それは動作対象でもあり引きおこし手でもある「太郎」を主語とする使役文(e)で述べることもできる。

- a コーチが太郎をほめる。(動作主体が主語)
- b 太郎がコーチにほめられる。(動作対象・影響の直接的な被り手が主語)
- c 監督がコーチに太郎をほめさせる。(引きおこし手が主語)
- d 次郎はコーチに太郎をほめられる。(影響の間接的な被り手が主語)
- e 太郎がコーチに頼んで自分をほめさせる。(動作対象・引きおこし手が主語)

また、〈A 社が大臣ニ現金ヲオクル〉という動作（「大臣」は動作の相手としての影響の被り手）について、これを引きおこす人（たとえば「秘書」）、動作によって影響を被る人（B 社）がある場合を考えてみる。この場合も、これに関わるいろいろなものを主語にして下のような種々の文で述べることもできる。

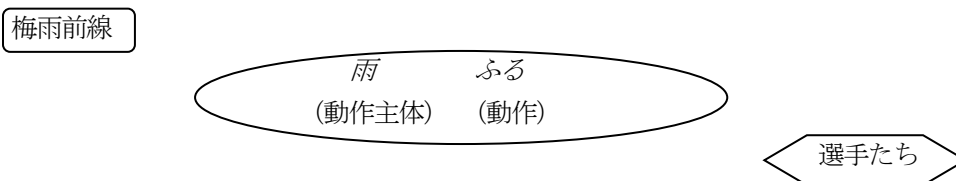
(18)



- a A社が大臣に現金をおくる。(動作主体が主語)
- b 大臣がA社から現金をおくられる。(動作相手・影響の直接的な被り手が主語)
- c 現金がA社から大臣におくられる。(動作対象・影響の直接的な被り手が主語)
- d 秘書がA社に頼んで大臣に現金をおくらせる¹²。(引きおこし手が主語)
- e B社がA社から大臣に現金をおくられる。(影響の間接的な被り手が主語)
- f 大臣がA社を脅して自分に現金をおくらせる。(動作相手・引きおこし手が主語)

ほかにもうひとつ、〈雨ガフル〉という自然現象の場合はどうだろう。これを人が引きおこすことはできないが、「梅雨前線」が原因となって降雨が引きおこされるとみるとみることができるとすれば、次のような文による表現ができる。

(19)



- a 雨がふる。(動作主体が主語)
- b 梅雨前線が雨をふらせる。(引きおこし手が主語)
- c 選手たちが雨にふられる。(影響の間接的な被り手が主語)

上の(17)~(19)にみられるような、ある事態の叙述において、動作に直接あるいは間接にかかわる複数の要素のうちどれを主語にしどの語形を述語にして述べるかという点で多様性(バリエーション)があるという日本語の現象は、前節の最後に述べたヴォイスの捉え方をする事でわかりやすくなる。

なお、上の諸文の中で、「コーチが太郎をほめる」と「太郎がコーチにほめられる」、「A社が大臣に現金をおくる」と「大臣がA社から現金をおくられる」と「現金がA社から大臣におくられる」とは、それぞれ文の要素の数が同じであり、いわゆる「同一事態を表す複数の文」である。それに対して、「コーチが太郎をほめる」と「監督がコーチに太郎をほめさせる」や「次郎はコーチに太郎をほめられる」との関係、「A社が大臣に現金をおくる」と「秘書がA社に頼んで大臣に現金をおくらせる」や「B社がA社から大臣に現金をおくられる」との関係は、いわば「包含事態を表す複数の文」である。ヴォイスについて先にみたような捉え方をする事により、「同一事態を表す複数の文」だけでなく「包含事態を表す複数の文」も自然にかつ積極的に含めてヴォイスとみとめることができ、それは日本語のヴォイスの現象をうまく説明することができる¹³。

¹² この「秘書がA社に頼んで大臣に現金をおくらせる」という文からは、(A社が大臣に現金ヲオクル)という動作だけでなく、(大臣が誰カニ現金ヲオクル)という動作を読みとることも可能だが、(18)ではa~fいずれも前者の場合を問題にしている。

¹³ ヴォイスを「同一事態を表す複数の文」とする見方も少なくない。日本語についてこの立場にたつと、「コーチが太郎をほめる」と「太郎がコーチにほめられる」という原動と直接受身の対立のみをまずはヴォイスとすることになる。しかし、V(ラ)レルには「選手たちが雨にふられる」といういわゆる間接受身(つまり包含関係にある2つの文)が存在していることは自明であってこれをヴォイスに含めないのは不自然であり、これも含めようということになる。そうすると、原動と間接受身のこのような関係は、原動と使役にもみられることが気づかれる。そこで、このようないわば消極的な捉え方によって使役も日本語のヴォイスに入れようということになり、そのような立場も多い。この立場は、受身と使役をともにヴォイスに含めることになるという点で結果的に本稿の立場と同じとなるが、ヴォイスの本質をどう捉えるかという点で異なったものであり、個別言語としての日本語の捉え方としては本稿の立場が自然なのでないかと考える(早津2016 [第7章]、早津2017a 参照)。

5. V-テモラウ文のヴォイスにおける位置づけ

V-テモラウ文の主語の性質は、3節で述べたように、他の人の動作からの恩恵の受け手であるが、V-テモラウ文の表す事態には、恩恵を受けるために他者に積極的に働きかけてその動作を引きおこすことによって恩恵を受ける場合もあり、働きかけはしないまま消極的に恩恵を受ける場合もある。それぞれを表現する V-テモラウ文の主語には、恩恵の受け手性ととも、前者では引きおこし手性が、後者では影響の被り手性が感じられて、各々が使役文、受身文と近くなることがある。

(20) 太郎は後輩に頼んで荷物を運んでもらった。vs.運ばせた

(21) 花子は思いがけず先生にほめてもらってうれしかった。Vs.ほめられて

そしてさらに、受身文・使役文・V-テモラウ文には、次のような表現上の特徴をみることができる。たとえば、〈マフィアが大統領ヲ殺ス〉という動作を、その事態の直接的な成立要素ではない「副大統領」を主語にし、V-(ラ)レル、V-(サ)セル、V-テモラウを述語にして次のように述べるとする。そうすると、それぞれの文からは、話し手が「副大統領」(主語)を、〈マフィアが大統領ヲ殺ス〉という動作とどのように関係づけて捉えているのかがうかがえる。すなわち、「殺された」ならば、「副大統領」を〈マフィアが大統領ヲ殺ス〉ことによる影響の間接的な被り手と捉えていることが、「殺させた」ならば動作の引きおこし手と捉えていることが、「殺してもらった」ならば恩恵の受け手と捉えていることが、まずは読みとれる。

(22) 副大統領はマフィアに大統領を $\left\{ \begin{array}{l} \text{殺された。} \\ \text{殺させた。} \\ \text{殺してもらった。} \end{array} \right.$

また、1枚の写真があつて〈オバアサンガ座ッテイル。男ノ子ガソノオバアサンノ肩ヲモンデイル〉という情景が写っていると。これを「おばあさん」を主語にして1つの文で述べようとする時、描かれている情景についての話し手の捉え方の違いによって、V-(ラ)レルで述べたり V-(サ)セルや V-テモラウで述べたりすることになる。

(23) おばあさんが孫に肩を {もまれて：もませて：もんでもらって} いる。

次の文においても、それぞれの形ごとに、それによって表現するのこそがふさわしい事態があるだろう。

(24) 徹が {妻に実家へ帰られる：妻を実家へ帰らせる：妻に実家へ帰ってもらう}。

(25) 両親はその話を子供には {きかされたく：きかされたく：きいてもらいたく} なかった。

先に(13)として、受身文・使役文・V-テモラウ文の主語を次のように特徴づけたが、このことは、上の(20)～(25)の観察からも確かめられるだろう。

(13 再掲)

原動文の主語：動作の主体

受身文の主語：他の人や事物の動作からの直接的間接的な影響の被り手

使役文の主語：他の人や事物の動作の引きおこし手

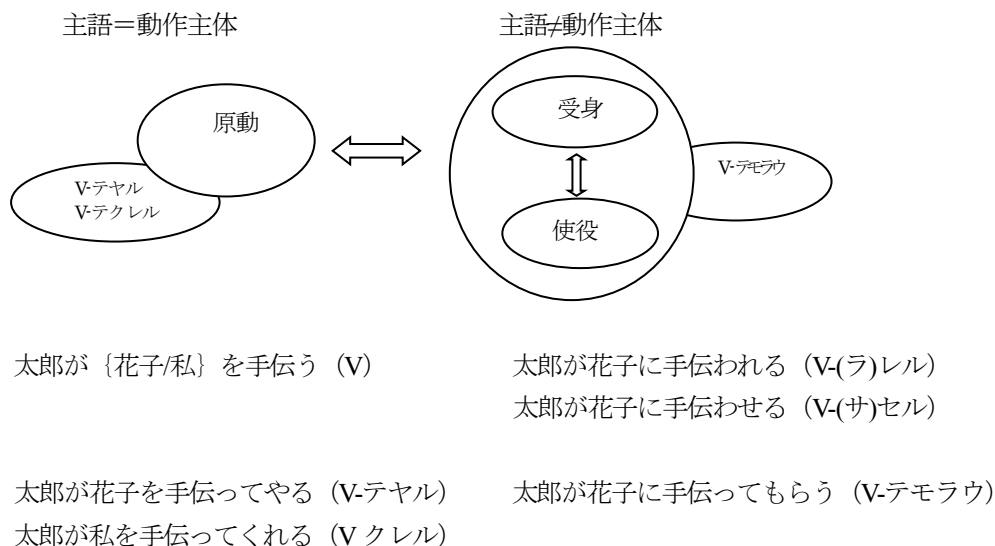
V-テモラウ文の主語：他の人の動作からの恩恵の受け手

ところで、V-テモラウ文は、V-テヤル文・V-テクレル文とともに授受表現としてまとめられるものだが、ヴォイス的な観点（主語が動作の主体であるか否か）からみると、既にみたように V-テモラウ文は主語が動作主体でなく、恩恵の受け手である文であるのに対し、V-テヤル文（「太郎が花子を手伝ってやる」）と V-テクレル文（「太郎が私を手伝ってくれる」）は主語が動作主体であり、かつ恩恵の与え手である文である。

- (26) V-テモラウ文の主語 : 動作主体でなく、他の人の動作からの恩恵の受け手
V-テヤル文・V-テクレル文の主語 : 動作主体であり、自分の動作による他の人への恩恵の与え手

つまり、主語の構文機能的な性質において、V-テモラウ文は、主語が動作主体でないという点で受身文・使役文と共通するのに対して、V-テヤル文・V-テクレル文は、主語が動作主体であるという点で原動文と共通する。3種の授受文のそれぞれの主語の性質をこのように捉え、上に再掲した(13)の性質と合わせ考えると、V-テモラウ文と V-テヤル文・V-テクレル文は、原動・受身・使役からなるヴォイス体系を恩恵性の面で補っている周辺的なヴォイスということができる。すなわち、まず、原動文と使役文・受身文とは、主語が動作主体であるかそうでないかで対立し、後者の使役文と受身文とは、主語が影響の被り手であるか引きおこし手であるかという点で対立するという体系をなし、これらが中心的なヴォイスをなす。そして、V-テヤル文・V-テクレル文は、主語が動作主体である点で原動文と同じでありつつ恩恵性の面でそれを補う周辺的なものとして機能し、V-テモラウ文は、主語が動作主体でない点で受身文・使役文と同じでありつつ恩恵性の面でそれを補う周辺的なヴォイスとして機能している。このように捉えると、日本語において、ヴォイス体系としての原動：使役：受身そして授受は、次のような対立・相補関係になっているといえる。(27)は、早津 (2017b) の図を一部修正したものであり、矢印 \leftrightarrow は、原動と受身・使役との対立関係、受身と使役との対立関係をそれぞれ表そうとするものである。

(27) 《ヴォイス体系としての原動：受身：使役、そして授受》



6. 日本語のヴォイスの射程

3節で、動詞の広義の語形（形態論的な形）を述語とする文の主語が動作主体であるか否かを考えた。そして、4節と5節で、その語形を述語とする文の主語が動作主体である文（原動文・V-テヤル文・V-テクレル文）と、主語が動作主体ではない文（受身文・使役文・V-テモラウ文）について、相互の関係を確認しつつ日本語

のヴォイスの体系をまとめた。この節では、これら以外の諸語形のうち、ヴォイス性の面で興味深く先行の諸研究（高橋 1985、野田 1991、村木 1991、柴谷 2000、坂原 2002、早津 2012、等）でもヴォイス性が検討されているものを取りあげ、簡単にではあるが本稿の立場からヴォイス性を考えてみる。

6.1 主語が動作主体でないことも動作主体であることもある文

(ア) 自発文 (V-(ラ)レル文)

次のような自発文にはガ格名詞（「学生時代のことが」「母の健康が」）が現れており、これを主語とみなすとすれば、主語が動作主体でない文といえる。

(28) 私はこの写真をみると学生時代のことが思い出される。

(29) 私は遠くで一人暮らしをしている母の健康がしきりに案じられる。

しかしながら、それぞれの「私は」のほうを主語とみなすこともでき（いわゆる「ハガ構文」の一種）、そうだとするとこの主語は動作主体ということになる。これらの文における主語の認定はむずかしいが、現代語では V-(ラ)レルが自発の意味で用いられるのは「思う、思い出す、偲ぶ、感じる、案じる」等、人の心情を表す動詞のごくわずかに限られている。動詞の網羅性についてのこういった性質もあり、自発文はヴォイス性をみとめるとしても周縁的だろいう。

なお、V-(ラ)レルを述語とする尊敬文（「部長はもう帰られました」）は、主語が常に動作主体であって、そうでない文と対立しているわけでないので、ヴォイス的には原動文と同じである。

(イ) 可能文 (V-(ラ)レル文、V-e-ru 文、V-コトガデキル文)

可能文を、人がある動作を行う能力をもつことを表す文、物がある性能をもつことを表す文だと考えると、可能文の主語は動作主体である。

(30a) 太郎は (が) {どこでも寝られる：一人で幼稚園へ行ける}。

(30b) この洗濯機はいちどに 10 キロの洗濯物を洗える。

しかし、次のような文では、「納豆が」「フランス語が」「泳ぐことが」のようなガ格名詞があり（上の(28)(29)と同じく「ハガ構文」の一種）、これを主語とみなすとすれば、主語が動作主体ではない文ということになる。ただし「太郎」を主語とみなすこともでき、そうだとすると主語は動作主体ということになる。

(31) 太郎は {納豆が食べられる：フランス語が話せる：泳ぐことができる}。

また、その事物にある動きを受け入れる性質があることを表す次のような文も可能文だと考えられるが、これらの主語は動作主体ではない。

(32) このきのこは食べられる。 この川は泳げる。 この塔は歩いて登ることができる。

このようなことから、可能文にもヴォイス性はみとめにくいと思われる。

(ウ) V-テアル文

V-テアル文の主語は下の(33)では動作主体だが、(34)では動作主体でない。

- (33) 私はすでに駅前のホテルを予約してある。 彼は妻に8時に帰ると言っている。
(34) 床に絨毯が敷いてある。 すべてのドアがあけてある。

したがって、V-テアル文にも全体としてのヴォイス性はみとめにくい。

6.2 主語が動作主体であるものの別の文法的な意味ももつ文

(エ) 相互文 (V-アウを述語とする文)

V-アウを述語とする文の主語は、動作主体でもあり動作対象や動作相手でもあるという性質がある。

- (35a) 太郎が次郎と {助けあった: 話しあった}。
cf. 太郎が次郎を助ける (動作主体) = 次郎が太郎を助ける (動作対象)
 太郎が次郎に話す (動作主体) = 次郎が太郎に話す (動作相手)
(35b) 太郎と次郎が {助けあった: 話しあった}。
(35c) クラス全員が {助けあった: 話しあった}。

したがって相互文の構造は、(35a)の [X ガ Y ト V-アウ] のように動作主体をガ格、動作対象や動作相手としての補語をト格で表すか、(35b)の [X ト Y ガ V-アウ] のように、動作主体と動作対象/動作相手をト格で結んでその全体をガ格で表すか、(35c)の [X {複数者} ガ V-アウ] のように、複数者であることを表す名詞をガ格で表すかという構造となる。主語が単純な動作主体ではないという点ではヴォイス性をみとめることができるかもしれない。

なお、次のような文は、主語が動作主体でもあり動作対象でもあるという点では相互文に近い。

- (36) 太郎は花子と {争った: 喧嘩した: 結婚した}。

しかし、このことは述語動詞の語形による文法的な現象ではなく、「争う、喧嘩する、結婚する」という動詞の語彙的な意味に相互性が含まれているからである。したがって文法的な現象としてのヴォイス性はない。

(オ) 使役受身文 (V-(サ)セラレル文)

Vに「-(サ)セル」と「-(ラ)レル」のついたV-(サ)セラレルを述語とする使役受身文の主語は、他者から動作を行うよう働きかけられるという意味で影響の被り手であるが、それを受けて実際に動作を行う動作主体でもある。

- (37) 太郎が係員にスーツケースをあけさせられた。(使役受身文)
vs. 太郎がスーツケースをあけた。(原動文)
cf. 係員が太郎にスーツケースをあけさせた。(使役文=使役原動文)

したがって、使役受身文はヴォイス性の面では原動文の性質と同じである。使役文 (つまり使役原動文) と使役受身文とが対立しているということになる。

以上のようにみても、自発文、可能文、V-テアル文、そして相互文、使役受身文には、本稿の意味におけるヴォイス的な性質がなんらかにうかがえるといえる。しかし、それぞれ上にみたような特殊な性質があることから、ヴォイスとみとめるとしても周辺のなものである。

この節の最後に、本稿でヴォイスを形態論的かつ構文論的なカテゴリーとしたことに関わって 2 つの現象を確認しておく。ひとつは、「太郎が目をつぶる」、「花子が靴をはく」のようないわゆる再帰文である。再帰文は、動作主体の行う動作が自身の身体部位の変化を生じさせる動作を表していることから、動作主体自身に変化が生じる動作だといえる。したがって、主語は動作主体であるだけでなく変化主体という文法的な意味ももっており、この点でふつうの他動詞文とは異なっていてヴォイス的な面がある。ただ、日本語には再帰性を表す特別な語形（形態論的な形）があるわけではないので、日本語の再帰は文法的な現象としてのヴォイスとはいえない。

いまひとつは、「語彙的なヴォイス」とされることのある現象である。とくに、同一事態を表現する複数の文であることをヴォイスの本質的な特徴とする立場では、次のような現象もヴォイスとみとめ、語彙的なヴォイスとされることがある（野田 1991 等）。

- (38) a 太郎が花子に辞書を {貸す／売る}。 : b 花子が太郎から辞書を {借りる／買う}。
(39) a 山田が鈴木に影響を与える。 : b 鈴木が山田から影響を受ける。
(40) a 先輩が後輩に {勝つ／まさる}。 : b 後輩が先輩に {負ける／おとる}。

これらの a 類の文と b 類の文は、同じ 1 つの事態を、それを構成する複数の要素のうちいずれを主語にして述べるかという点で対立しており、その点では原動文と受身文の対立と同じである。しかし、これらの文においては、同一事態の表現であることを可能にしているのが a 類の動詞と b 類の動詞の語彙的な意味に対義性があるという語彙的な性質であり、それぞれの文の主語の文法的な意味はいずれも動作主体である。したがって、文法的な現象としてのヴォイスとはいえない。

7. 対応自他動（形態的な対応のある他動詞と自動詞）

日本語にはいわゆる語根を等しくする他動詞と自動詞の対が少なからずあり、これらも語彙的なヴォイスとされることがある¹⁴。

- (41) 帰す：帰る もどす：もどる 集める：集まる まわす：まわる
しずめる：しずむ かためる：かたまる たてる：たつ ころがす：ころがる

そしてこれらの動詞対による文として次のような他動詞文と自動詞文の対ができる。

- (42) 先生が生徒を家へ帰す (Vt 文) : 生徒が家へ帰る。(Vi 文)

この 2 つの文は、他動詞文の主語（「先生」）も自動詞文の主語（「生徒」）も動作主体であるのでいずれも原動文である。しかしながら、「先生」は〈生徒が家へ帰る〉ことの引きおこし手だとみなすこともでき、その点で他動詞文 (Vt 文) の主語は自動詞使役文 (Vi-(サ)セル文) の主語と似た性質である。

¹⁴ 「おしえる：おそわる」「あずける：あずかる」「さずける：さずかる」のように、他動詞と他動詞の間に形態的な対応がみられるものも、わずかだが存する。

- (43) 先生が生徒を家へ帰す (Vt 文) }
先生が生徒を家へ帰らせる (Vi-(サ)セル文) } ⊃ 生徒が家へ帰る (Vi 文)

一方、自動詞文の主語(「生徒」)は、(先生が生徒ヲ家へ帰ス) ことによる影響の被り手ともみることができ、そうすると、自動詞文 (Vi 文) の主語は他動詞受身文 (Vt-(ラ)レル文) の主語と似た性質といえる。

- (44) 先生が生徒を家へ帰す (Vt 文) ⊃ { 生徒が家へ帰る (Vi 文)
生徒が先生に家へ帰される (Vt-(ラ)レル文)

こういった性質は、上の(42)~(44)や次の(45)のような、人への働きかけを表す他動詞と人の動作を表す自動詞との間だけでなく、(46)のような、物への働きかけを表す他動詞と物の変化を表す自動詞との間にもみられる。

- (45) 先輩が後輩を体育館に {集める≒集まらせる} : 後輩が体育館に {集まる≒集められる}
(46) 花子が一円玉を水に {沈める≒沈ませる} : 一円玉が水に {沈む≒沈められる}
花子がゼリーを {固める≒固まらせる} : ゼリーが {固まる≒固められる}

現代語において、(41) のような対をなす動詞(「帰す」と「帰る」等)はそれぞれ別々の動詞であってひとつの動詞の語形とはいえない。しかしながら、これらを述語にする他動詞文と自動詞文との関係(上の(42))には、(43 下の対)の自動詞使役文と自動詞文との関係、(44 下の対)の他動詞文と他動詞受身文との関係、それぞれとの類似性をみることができる。そして、語根の共通性という点を形態的な性質として重視すれば、(41)の他動詞と自動詞の対を形態論的な形に準ずるものとみなすことができるかもしれない。動詞の語形の通時的な変化のなかで考えることによって、対応自他動(他動詞と自動詞の形態的・構文的・意味的な性質の対応関係)をヴォイスの広がりの中の最も語彙化されたもの、あるいは最も原初的なヴォイスと位置づけ、日本語において他動詞・自動詞も含めたヴォイス体系がみいだせるかもしれない。現代語のヴォイスにおける対応自他動の位置づけについてはさらなる考察が必要である。

8. おわりに

本稿では、日本語のヴォイスの本質を、主語が動詞の表す動作にとってどのような文法的な意味をもつかを表す形態論的かつ構文論的なカテゴリーだとする立場から、原動文・受身文・使役文をヴォイスの中心とみなし、授受文がそれを恩恵性の面で補うヴォイス性をもつものと位置づけて、それらの性質と相互の関係を体系としてみようとした。そしてそのうえで、他のいくつかの語形を述語とする文についても、ヴォイス性の観点から性質をさぐった。

このように、本稿ではヴォイスを意味論的なカテゴリーとはしなかった。したがって、同一事態を表現する複数の文であることをヴォイスの特徴とする立場ではヴォイスとみなされるいくつかの現象(たとえば6節の最後に述べたような、同一事態を表す複数の文の対立)を本稿ではヴォイスとはみなさなかつた。しかしながら、日本語のヴォイスを日本語以外の現象と対照して考えるときには、ヴォイスを意味論的なカテゴリーとみるほうがふさわしいのかもしれない。その場合にはどのような現象をヴォイスとみなすかその射程が異なってくる。ヴォイスの本質と射程の解明にはまだまだ興味深い問題が残っている。

参考文献

- 尾上圭介.2003.「ラレル文の多義性と主語」,『月刊 言語』,32-4,pp.34-41,大修館書店.
- 尾上圭介.2004.「主語と述語をめぐる文法」,『朝倉 日本語講座 6 文法Ⅱ』,pp.1-57,朝倉書店.
- 川村大.2012.『ラル形述語文の研究』,くろしお出版.
- 坂原茂.2003.「ヴォイスの概観」,『月刊 言語』,32-4,pp.26-33,大修館書店.
- 佐藤里美.1986.「使役構造の文—人間の人間にたいするはたらきかけを表現するばあい—」,言語学研究会(編)『ことばの科学1』,pp.89-179,むぎ書房.
- 柴谷方良.2000.「ヴォイス」,仁田義雄・益岡隆志(編)『日本語の文法 1 文の骨格』,pp.117-186,岩波書店.
- 鈴木重幸.1996.『形態論・序説』,むぎ書房.
- 高橋太郎.1985.「現代日本語のヴォイスについて」,『日本語学』4-4,pp.4-23,明治書院(高橋太郎.1994.『動詞の研究—動詞の動詞らしさの発展と消失』,pp.141-165に再録).
- 筑波大学現代言語学研究会(編).1997.『ヴォイスに関する比較言語学的研究』,pp.133-160,三修社.
- 寺村秀夫.1982.『日本語のシンタクスと意味 第I巻』,くろしお出版.
- 日本語記述文法研究会(編).2009.『現代日本語文法 2 格と構文;ヴォイス』,くろしお出版.
- 野田尚史.1991.「文法的なヴォイスと語彙的なヴォイスの関係」,仁田義雄(編)『日本語のヴォイスと他動性』,pp.211-232,くろしお出版.
- 野村剛史.1990.「動詞の自他」,『日本語学』,9-10,pp.65-73,明治書院.
- 早津恵美子.1989.「有対他動詞と無対他動詞の違いについて—意味的な特徴を中心に—」,『言語研究』,95,pp.231-256,日本言語学会.
- 早津恵美子.2012.「日本語における「ヴォイス」を再考するために—主語が動きの主体か否か—」,『日中言語研究と日本語教育』5,pp.20-36,『日中言語研究と日本語教育』編集委員会(事務局:関西学院大学国際学部于康研究室内).
- 早津恵美子.2016.『現代日本語の使役文』,(第7章「ヴォイスとしての使役」,pp.225-253),ひつじ書房.
- 早津恵美子.2017a.「『詞通路』の「自他」と現代日本語の「ヴォイス」」,『国語と国文学』,94-10,pp.3-22,東京大学国語国文学会.
- 早津恵美子.2017b.「使役文にみられる恩恵授受性」,『表現研究』,109,pp.7-16,表現学会.
- 松下大三郎.1924.『標準日本文法』,紀元社.
- 宮地裕.1975.「受給表現補助動詞「やる・くれる・もらう」発達の意味について」,鈴木知太郎博士の古稀を祝う会(編),『鈴木知太郎博士古稀記念 国文学論攷』,桜楓社,(宮地裕,1999,『敬語・慣用句表現論—現代語の文法と表現の研究(二)—』,明治書院,pp.196-211に再録).
- 村木新次郎.1991.『日本語動詞の諸相』,ひつじ書房.
- 山田敏弘.2004.『日本語のベネファクティブ —「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法—』,明治書院.
- 山田孝雄.1906.『日本文法論』,寶文館.
- 鷲尾龍一・三原健一.1997.『ヴォイスとアスペクト』,pp.1-106,研究社出版.

執筆者連絡先: emihayatsu@tufs.ac.jp

原稿受理: 2020年1月25日